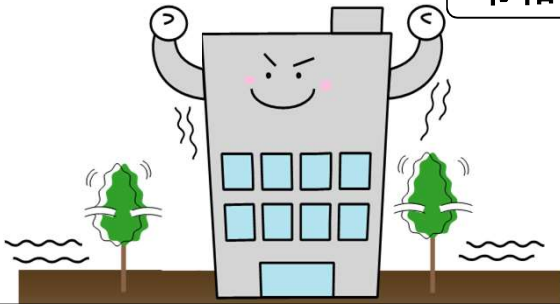


住宅の【耐震診断・耐震化】支援事業のご案内

令和6年度 概要版



長屋・共同住宅向け

- 宝塚市及び兵庫県では、市民のみなさまが住宅の耐震診断及び耐震化を行いやすくするため、相談窓口ならびに支援事業を用意しています。
- このリーフレットでは、耐震診断から耐震化までの支援事業の概要をご紹介します。
- 事業の申込については、**先着順で予定数に達し次第、受付を終了します。**受付状況等ご不明な点がございましたら、建築指導課までお問い合わせ下さい。
- 長屋・共同住宅については、予算の関係上、事前にご相談ください。

支援の対象は昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅です。

- 昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震に関する基準が強化されました。この強化前の基準で建てられており、過去の大地震では多くの被害が見られた「昭和56年5月以前に着工された住宅」を、本事業の支援対象としています。

住宅の安全性を確認しましょう

「簡易耐震診断」

安い費用

- 市が耐震診断技術者を派遣します。耐震診断技術者が現地調査を行い、簡易な耐震診断をすることにより、ご自宅の耐震性を知ることができます。

【費用】長屋: 6,350円～21,700円 (構造種別等により異なります。)

共同住宅: 6,350円～32,100円 (構造種別等により異なります。)

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅。

・区分所有の住宅で管理組合等が申し込む場合は、総会や理事会により決議されたことを示す議事録等が必要。

・複数人で所有する長屋等で所有者の一人が代表して申し込む場合は全所有者の同意書が必要。

・その他要件あり。

【申込】耐震診断申込書及び上記の必要書類に診断費用を添えて。

(申込者等の署名もしくは記名押印が必要。)

受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00



診断結果を受けて耐震化工事等をお考えの方は、**裏面の支援事業**をご活用ください。
簡易耐震診断を受けずに裏面の支援事業からのお申し込みも可能です。

【お問合せ・相談・受付窓口】

宝塚市 建築指導課 TEL 0797-77-2082 (直通)

【参考】耐震化工事関連の兵庫県で実施されている事業をご紹介します。

『住宅改修業者登録制度』

- 兵庫県では、住宅改修業者情報の登録をしています。登録業者情報はインターネットでも確認することができます。

【問合せ先】 ひょうご住まいサポートセンター

TEL 078-360-2536

下記支援事業においては、規模等により次のように分類されます。

マンション・・・共同住宅の内、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上かつ地上3階以上のもの
その他共同住宅等・・・長屋・共同住宅の内、上記マンションに該当しないもの

建物全体の耐震化に関する補助メニュー（マンションは事前協議が必要です）

耐震改修工事の計画を立てましょう「耐震改修計画策定費補助」

- 耐震改修を行うための耐震診断、改修設計の業務費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】マンション：診断・設計業務費の2/3以内、延べ面積に応じた上限額あり
その他共同住宅等：診断・設計業務費の2/3以内、上限12万円/戸

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・その他要件あり。

【申請】診断・設計業務契約の前に、交付申請手続きを行います。

耐震改修工事をしましょう「耐震改修工事費補助」

- 耐震改修工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】マンション：耐震改修工事費の1/2以内、延べ面積に応じた上限額あり
その他共同住宅等：耐震改修工事費の4/5以内、上限40万円/戸

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いもの。
・その他共同住宅等の工事業者は、兵庫県住宅改修業者登録制度等に登録していること。
・その他要件あり。

【申請】工事請負契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。

建物全体の耐震化ではなく、部分的な耐震化をお考えの方は、以下のメニューをご活用ください。
以下のメニューは、その他共同住宅等のみが対象です。（マンションは対象外）

『屋根軽量化工事費補助』

- 屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板等）に軽量化する工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】屋根軽量化工事費の1/2以内、上限20万円/戸

【要件】・昭和56年(1981年)5月に着工された木造住宅（その他共同住宅等）で、耐震診断の結果、「やや危険」と診断されたもの。
・工事業者は、兵庫県住宅改修業者登録制度等に登録している業者であること。
・その他要件あり

【申請】工事請負契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。

非常に重い屋根
（土葺き瓦屋根）



▼軽い屋根
（スレート屋根）



▲重い屋根
（から葺き瓦屋根）

耐震診断の結果、**評点が0.7以上1.0未満**（＝「やや危険」）の住宅が対象
⇒簡易耐震診断の結果をご活用頂くのがお薦めです

『簡易耐震改修工事費補助』

- 耐震性能を改善するための改修設計と、それに伴う改修工事を行う場合、その費用に対して補助金を受けることができます。

【補助金額】診断・設計業務費、耐震改修工事費の合計の4/5以内、上限20万円/戸

【要件】・昭和56年(1981年)5月以前に着工された住宅（その他共同住宅等）で、耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの。
・その他要件あり

【申請】診断・設計業務契約の前に、補助金の交付申請手続きを行います。



建物の耐震性を示す**評点が0.7未満**（＝「危険」）の住宅を**0.7以上に**する耐震改修工事が対象

※「住宅耐震改修工事費補助」「屋根軽量化工事費補助」「簡易耐震改修工事費補助」に対して**個人が申請する場合**、代理受領制度を活用できます。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。
※代理受領制度...補助金を工事業者が代理で請求及び受領することにより、申請者の当初の費用負担を軽減する制度